

株式会社アトレに対する警告について（概要）

アトレ



JRE POINTの運営費用について

これまで

アトレが負担する旨合意



優越的地位の
濫用のおそれ

令和6年7月頃

- 取引上の地位が出店者に優越していることを利用して
- 運営費用の一部を出店者に負担させる内容に一方的に
変更した疑い

協議したり
覚書の締結はしないの？

負担額が分からない。
負担するメリットは
あるの？

出店者